

令和 8 年第 1 回奥出雲町教育委員会定例会会議録

日 時 令和 8 年 1 月 1 9 日 (月)
開 会 1 5 時 0 0 分
閉 会 1 5 時 3 0 分
場 所 横田庁舎 3 階 大会議室
出席委員 福田教育長職務代理者 谷尻教育委員 松崎教育委員
小林教育委員

委員会事務局 高尾教育魅力課長、石原文化スポーツ推進課長、中林課長補佐

教育長

○教育長諸般の報告

○地震について

1 月 6 日には、島根県東部で最大震度 5 強の地震が発生しましたが、町内の小中学校は冬季休業中だったため児童生徒に影響はありませんでした。校舎の損害としては、亀嵩小学校と仁多中学校の壁に小さなひび割れができた程度であり、授業等に支障をきたす被害はありませんでした。

○人事異動について

昨年の 12 月以降、教育長及び事務所長との面談が行われ、1 月 21 日にも再度教育長面談が予定されています。

特に来年度新たに開校する仁多小学校の教職員人事については、児童や保護者の方の不安を軽減するため、現在の各小学校から 2, 3 名ずつ教職員を配置するように教育事務所に対して配慮をお願いしています。また、統合にあわせて転出する教職員についても不利益がないように配慮をお願いしています。

○後期学校訪問について

教育委員の皆様にもお出かけいただいています。

ICT や一人一台端末等で教育現場がめまぐるしく変化しており、児童生徒や教職員が対応が出来るのか等の話し合いも行われました。また、現在、働き方改革も進められていますが、時間外労働が 80 時間超える教職員の方もまだいるため、各学校長を通じて指導をお願いしています。

○いじめについて

奥出雲町内では、小学校は 0 件、中学校から 12 件報告があがっていますが、各学校でしっかりと対応していると聞いています。

特別支援に所属する子どもが増えているため、そのための教員の配置を教育事務所

事務局	に対して要望を出しています。 参加者 4 名 ※開会宣言 教育委員の出席者数を確認し、会議の成立を宣言 ※会議録署名委員 松崎委員 議案第 1 号 奥出雲町学校運営協議会規則の制定について ※資料により説明 第 12 回教育委員会定例会後、対象である横田小学校、横田中学校、仁多中学校、まだ開校していない仁多小学校の代わりに三成小学校の各校長先生、教頭先生にこの規則について意見をうかがいました。今回、配布した資料は、意見をもとに修正した箇所を朱書きにしています。 ○訂正箇所・検討箇所 ・第 4 条第 1 項 「～協議会を置くとき、その運営及び必要な支援について協議する学校を明示するとともに、～」 →「～協議会を置くとき、その運営及び必要な支援について<u>協議の対象とする学校</u>を明示するとともに、～」 ・第 12 条第 2 項第 1 号 「委員としてふさわしくない行為を行うこと」 「ふさわしくない行為」を具体的に示した方がいいのではないかという意見がありましたが、国や他の自治体の規則等を確認したところ、これに近い表現が多数あり、また、具体例を挙げると際限が無くなってしまうため、この表現のままにしました。 ただし、同項の第 1 号から 3 号の順番を変更し、この号を最後に配置することで広義に解釈できるようにしました。 ・第 17 条第 1 項 「委員会は、～」 →「教育委員会は、～」 ・第 18 条第 1 項 「教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったときのほか、～」 →「教育委員会は、委員本人から<u>教育委員会に対して</u>辞任の申出があったときのほか、～」
-----	--

	・第9条第5項 「委員の定数は、25人以内とする。」 委員の定数が多いのではないかという指摘がありました。全国的な平均人数は15人程度ですが、これは、比較的狭い学区を対象とした学校運営協議会の委員数であるため、奥出雲町の現状を鑑みて25人のままにしました。
教育長	質疑等はございますでしょうか。
谷尻委員	第4条第3項の表の「協議会の名称」の列に「仁多中校区学校運営協議会」と記載されていますが、「仁多中学校区」ではないでしょうか。
事務局	小学校及び中学校が対象のため「仁多中学区」としています。
小林委員	第4条第1項「奥出雲町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を置くとき、その運営及び必要な支援について協議の対象とする学校を明示するとともに、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。」とありますが、協議会を置く際の意見集約はどのような形で行われますか。
事務局	協議会の委員の方から意見を集約する形になると思います。
小林委員	「協議会を置くとき」と規則に書かれているため、協議会を設置するにあたり、事前に意見集約を行うと解釈しました。この規則は、協議会が設置された後の話なのですね。齟齬が生じてはいけないので、ここは修正をした方がいいと思います。
事務局	事務局で再度検討します。
松崎委員	第7条第1項に「協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。」とありますが、これは、学校評価委員会や学校が行うのですか。
事務局	これは、各協議会で9年間を通した義務教育について評価を行います。従来の学校評価とは別です。
松崎委員	第5条第1項第2号「小中連携事業に関すること」ですが、具体的に想定しているものはありますか。
事務局	小学校ではふるさと教育、中学校ではキャリア教育を通して地域との連携を考えています。また、小中連携では、小中の教員がそれぞれの学校に行って交流を行う

	等を考えています。
教育長	第3条第1項第3号「小中一貫教育を志向しつつ」という表現の中で包括し、今後、更に連携を深めていこうと考えています。 他に質疑等はございますでしょうか。 (質疑なし)
教育長	決を採りたいと思います。この案でよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
教育長	ありがとうございます。
事務局	○報告事項 ・各校、卒業式、閉校式、開校式、入学式日程について ※資料により説明 各式典の日程をまとめた資料を配布しております。各式典にご出席いただける委員の皆様も載せておりますのでご確認をお願いします。
小林委員	亀嵩小学校だけ閉校式の出欠案内が届いていますが、他の小学校はまだでしょうか。
事務局	亀嵩小学校は、閉校式終了後に地域の方が行う閉校記念行事が予定されており、参加される方にお弁当を準備すると聞いています。そのお弁当の個数を把握するために、亀嵩地区が独自に出欠案内を出しているのではないかと。町が行う閉校式の出欠案内は、まだ発送しておりません。 < 次回定例会は2月5日(木)午後 13時30分から(予定) >

会 議 録 署 名

署名委員

松崎 百合子

教育長

川本健二